

平成 28 年 8 月 9 日  
 (株)住宅新報社  
 出版・企画グループ  
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 28 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 28 年 10 月 16 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P240 一番下に挿入	<p><b>6 相続した空き家を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除</b>          相続により生じた空き家を譲渡した場合や相続した空き家を取り壊して土地を譲渡した場合の譲渡益について、3,000 万円の特別控除が設けられた。          主な適用要件は、次のとおり（1～5のすべてを満たす必要がある）。</p> <p><b>1 相続開始の直前に被相続人だけが居住していた家屋（区分所有建物は対象外）で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものを、相続または遺贈により取得したこと</b></p> <p><b>2 相続開始の日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡したこと</b></p> <p><b>3 譲渡の対価が 1 億円以下であること</b></p> <p><b>4 （1）か（2）のどちらかであること</b>          （1）譲渡時に所定の耐震基準を満たす家屋の譲渡か、そのような家屋と敷地の譲渡          （2）家屋を取り壊した後における敷地の譲渡</p> <p><b>5 相続開始時から譲渡時まで、家屋や敷地が事業・貸付け・居住の用に供されていないこと</b></p>	
P258 下 9 行目	借地権の取得資金の貸付債権も	借地権の取得資金、住宅の取得に付随する当該住宅の改良資金の貸付債権も
P271 一番下に挿入	<p><b>3 内閣総理大臣による課徴金</b>          内閣総理大臣は、事業者が課徴金対象行為（＝著しく優良・有利と誤認させる表示）をしたときは、対象商品・サービスの売上額の 3% の課徴金の納付を命じなければならない。          例外として、①事業者が課徴金対象行為に該当するかどうかについて相当の注意を払っていたとき、または、②課徴金額が 150 万円未満のときは、課徴金が課されない。          また、事業者が所定の手続きに沿った自主返金（返金措置）を実施した場合には、課徴金額の減額等の措置が講じられる。</p>	